県迷惑防止条例改正についてのお知らせ

改正の趣旨

県民の皆さまの安全で平穏な生活を保持するため「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例」が平成27年2月1日から、名称も新たに「愛媛県迷惑行為防止条例」として施行されます。

主な改正点

◆第三条（不当な金品の要求行為の禁止）

公共の場所や公共の乗物において、迷惑を覚えさせるような言動によって金品を要求することが禁止されます。

◆第四条（卑わいな行為の禁止）

公衆浴場や公衆便所等の衣服等の全部又は一部を着けないでいるような場所での盗撮行為や、事務所、教室その他の特定かつ多数の者が利用するような場所での盗撮行為が禁止されます。

◆第八条（不当な客引き行為等の禁止）

性風俗営業店や接待飲食営業店、深夜マッサージ営業店、風俗案内所、売春類似行為に関する客引き行為や誘引行為、スカウト行為が禁止されるほか、違反者に対し警察官が必要な措置を講ずるよう中止命令を行います。

◆第十二条（嫌がらせ行為の禁止）

正当な理由がないのに、特定の者に対し、①つきまとい行為等②行動監視告知③面会等の要求④著しく粗野又は乱暴な言動⑤連続電話やメール送信等⑥汚物等の送付⑦名誉を害する告知⑧性的羞恥心を害する告知等の8類型を反復して行うことが禁止されます。

◆第十三～十七条（罰則）

全体的に罰則が引き上げられるほか、「卑わいな行為の禁止」と「嫌がらせ行為の禁止」に違反した場合は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金等が科されることになります。

問い合わせ

愛媛県警察本部　生活安全部
生活安全企画課
☎089-934-0110

林業退職金共済制度（林退共）からのお知らせです

林業の仕事をしていたことがありませんか？

林退共制度に加入していたが、退職金をまだ受け取っていない方を探しています。

以前、林業の仕事をしていたが、ご自身が林退共へ加入していたか分からない方についてもお調べいたします。

また、罹災された共済契約者および被共済者の皆様に対し、各種手続き（共済手帳の紛失、退職金の請求等）の必要が生じた場合はできうる限りの範囲において速やかに対応したいと考えておりますので、最寄りの支部または本部へお問い合わせ、ご相談くださいますようお願いいたします。

問い合わせ

独立行政法人
勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部
☎03-6731-2887

悪質商法に気をつけて！

言葉巧みに高額な商品等を売りつける悪質商法が、あとを断ちません。悪質業者の巧妙な手口を知り、被害にあわないよう注意しましょう。また、次々と新しい手口が現れますので、最新情報にも留意しましょう。

こんな手口に注意！

▼点検商法

住宅や水まわりの点検を装って訪問し、「工事をしないと危険」などと言って、必要のない工事をしたり、商品を売りつけたりするもの。

▼送りつけ商法

家族が購入したと思わせたり、自分が購入した商品が届いたのだと勘違いさせて代金を支払わせるもの。

▼押し買い

突然訪問し、「貴金属を高額で買います」などと言って貴金属を購入するもの。

※とびこみでの「訪問購入」は違法です。

※断っても居座り、買うまで帰らない「押し売り」にも注意しましょう。

うまい話やもうけ話には、大きな落とし穴が潜んでいます。その場で契約せず、家族や警察などに相談しましょう。

問い合わせ

宇和島地区防犯協会
☎0895-22-8350

放送大学 4月生募集のお知らせ

放送大学では平成27年度第1学期（4月生）の学生を募集中です。放送大学は、テレビ等の放送やインターネットを通して学ぶ通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

出願期間は3月20日まで。

資料を無料で差し上げています。お気軽に左記までご請求ください。放送大学ホームページでも受け付けています。

問い合わせ

放送大学愛媛学習センター
☎089-923-8544